

長岡市・和島村合併協議会
第1回新市建設計画策定小委員会次第

日時:平成16年12月22日(水)
午後4時30分から
場所:長岡市役所第3委員会室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 委員長・副委員長選出
- 4 新市建設計画策定にあたって
 - (1) 新市建設計画策定小委員会の役割について
 - (2) 新市建設計画策定の考え方と手法について
- 5 新市建設計画について
- 6 意見交換

長岡市・和島村合併による将来構想実現に向けての新市のまちづくりについて
- 7 その他
- 8 閉 会

長岡市・和島村合併協議会
新市建設計画策定小委員会委員名簿

	区分	役職名	氏名	備考
長岡市	行政	長岡市助役	二澤和夫	
	議会	長岡市議会 市町村合併調査研究委員会委員長	大地正幸	
和島村	行政	和島村助役	佐々木貞夫	
	議会	和島村議会 市町村合併調査特別委員会委員長	池田 彌	
学識経験者		長岡造形大学理事長	豊口 協	
		長岡大学助教授	鯉江 康正	
		新潟県長岡地域振興局長	阿部 誠一	

新市建設計画策定小委員会の役割について

1.小委員会の位置付け

小委員会は、新市全体のまちづくりの視点から、新市建設計画に係わる検討・審議を行い計画案を策定する機関として位置付ける。

2.小委員会の内容

基本的には、各市村や分科会等での検討を経て事務局から提出される建設計画の内容について審議を行い、計画案としてまとめていく。
(新市全体の施策や事業のアイデアなどについて創造的な意見も含めた議論も行なう。)

3.検討・審議のポイント

事業検討段階	▶	資料内容の質疑に留まらない、新市誕生後 10 年間の新市建設に向け、新市全体で行なっていくべき施策や事業のアイデアについての創造的・発展的な意見も含めた議論。
施策体系整理段階	▶	全体的な内容審議を主として議論を進めていただき、計画案としてとりまとめ、協議会に提案する。

【議論のポイント】

新市将来構想の実現に向けた施策の方向性についての議論
新ながおか市全体の視点による事業・施策の議論

4.検討・審議のテーマと開催タイミング

小委員会	主な検討・審議のテーマ
第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> 小委員会の役割について 策定の考え方と手法について
第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> 「和島地域の夢（新市将来構想の概要）」について 新市建設の施策について
第 3 回	<ul style="list-style-type: none"> 建設計画（案）について
新潟県との事前協議	
第 4 回	<ul style="list-style-type: none"> 建設計画書修正案について

長岡市・和島村合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長岡市・和島村合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、長岡市・和島村合併協議会（以下「協議会」という。）に置かれる小委員会（以下「小委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について、調査、審議等を行うものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する者（以下「小委員会委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 小委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、小委員会委員の互選によりこれを選出する。
- 3 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、小委員会委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、小委員会委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会に報告しなければならない。

(運営)

第 7 条 小委員会の運営に関しては、長岡市・和島村合併協議会の会議の運営に関する
規程に定めるところによる。

(庶務)

第 8 条 小委員会の庶務は、規約第 14 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理
する。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定め
る。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 15 日から施行する。

長岡市・和島村合併協議会 新市建設計画策定小委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 新市建設計画案を策定するため、長岡市・和島村合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第1項の規定に基づき、長岡市・和島村合併協議会(以下「協議会」という。)に新市建設計画策定小委員会(以下「小委員会」という。)を設置することとし、その組織及び運営に関しては、同条第2項の規定に基づく長岡市・和島村合併協議会小委員会規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、規程第9条の規定に基づき、この要綱に定めるところによるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、規約第3条第2号に定める事務に関し、必要な調査、審議等を行い、新市建設計画案を策定するものとする。

(組織)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員7人をもって組織する。

- (1) 規約第7条第1項第2号に規定する両市村の助役 各1人
- (2) 規約第7条第1項第3号若しくは第4号に規定する両市村の議会の議長若しくは議員又は同項第5号に規定する両市村の住民の代表のうちから両市村において互選により選出された者 各1人
- (3) 規約第7条第1項第6号に規定する学識経験を有する者 3人

(報償費及び費用弁償)

第4条 小委員会の委員及び規程第5条第4項の規定により委員長が出席を求めた者の報償費及び費用弁償は、協議会の委員に準ずる。

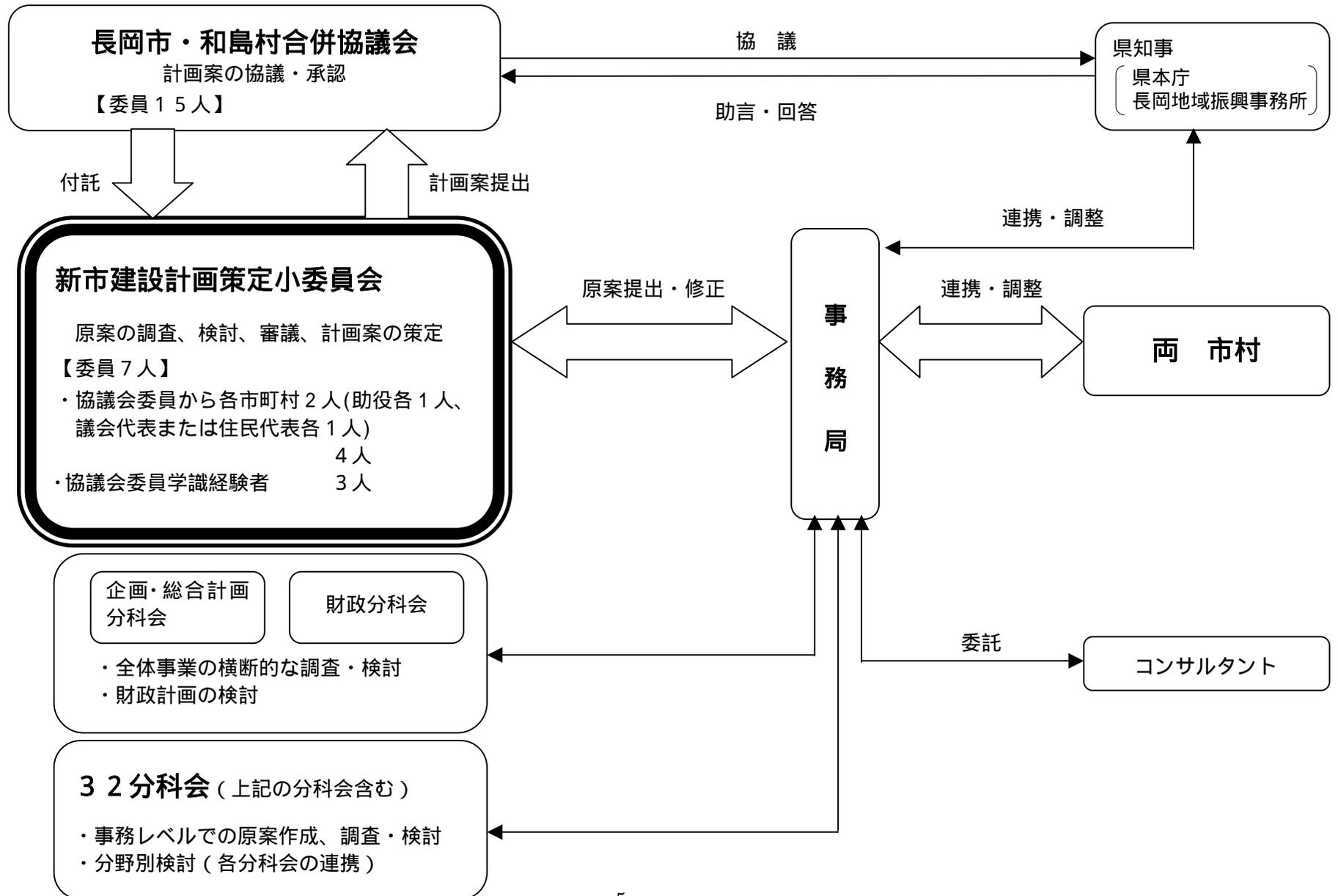
(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月15日から施行する。

新市建設計画策定体制イメージ図



新市建設計画策定方針

1 計画の趣旨

新市建設計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づいて作成するもので、長岡市と和島村との合併による一体性の確立・均衡ある発展を図るものとする。

2 計画策定の基本方針

- (1) 新市建設計画策定に当たっては、「長岡地域新市将来構想」及び「長岡地域新市建設計画」を基本とする。
- (2) 新市建設計画の策定は、「長岡地域新市建設計画」に長岡市と和島村との合併に必要な内容を追記することにより行うこととし、長岡地域合併協議会で策定した内容は、変更しないものとする。

3 計画対象地域

長岡市と和島村の全区域

4 長岡市と和島村との合併において追加する主な内容

- (1) 新市建設の基本方針
和島地域の夢（地域別整備活動方針及び活動展開）
- (2) 新市建設の施策
長岡市と和島村との新市建設に係る「新市による根幹事業」と「新潟県の根幹事業」
- (3) 財政計画
新市建設のための歳入・歳出の計画

5 策定手順

- (1) 「長岡地域新市将来構想」に基づき、和島地域の整備・活動方針を策定する。
- (2) 「長岡地域新市建設計画」に基づき、長岡市と和島村において登載候補事業を検討し、関係分科会等で整理する。それらをもとに小委員会で審議して素案を作成し、協議会における協議を経て計画（案）を作成する。
- (3) 計画（案）は、県知事に対する事前協議及び正式協議を経て、新市建設計画として決定する。

6 構成

「長岡地域新市建設計画」による。

村勢概要

位置・紹介



和島村全景



和島村は新潟県のほぼ中央部、三島郡の北部に位置し、総面積は31.86km²である。地勢は西側が日本海近くに張り出し、東・西・南の三方はなだらかな丘陵に囲まれ、平野部には田園が広がり、四季の移ろいが美しい。人口5,000人あまりの小さな村であるが、国道116号線とJR越後線が村の中央を縦断し、都市の機能性と地方の自然や文化が息づく。この村を訪れる旅人はきっと、豊かな自然と伝統に育まれた人情の機微に触れるはずである。

村章



外側は和島の和、人の和を意味し、角ばらず丸く治まることを表します。その輪(和)の中に「ワシマ」の「マ」を4ヶ所配列してすべてが規則正しく秩序ある願望を示します。

村の木・花



村の木「やぶ椿」
椿は古代から「吉祥花」(おめでたい花)として愛用され、長寿、縁結び、夫婦和合から厄除けにいたるまで、およそ人々のあらゆる願望を満たす木とされています。



村の花「雪割草」
落水海岸沿いに群生しています。清楚な容姿ながらも、厳しい雪中に芽を吹き、早春の空に匂いを漂わせ、力強く息吹く姿は、伸び行く村の象徴であります。

あゆみ

和島村の歴史は非常に古く、旧石器時代、今から約1万年以上も前から人が住んでいたといわれている。平成2年に八幡林遺跡から出土した沼垂城の木簡は、奈良時代前期のものだと判明し、当時、和島村は国の要衝の地として栄えていたと考えられています。

鎌倉時代末期の徳治2年(1307年)には日蓮上人の高弟・日昭上人が妙法寺を建立、北越布教の中心地となる。南北朝時代には、村岡城主風間信濃守信昭、弟村岡三郎が、新田義貞とともに南朝のため足利氏と各地で戦った。

近世に入り、天保元年(1830年)には島崎川の改修工事が行われ、河川交通の要路として島崎地区は大いに賑わった。聖僧良寛は、晩年和島村木村家に移住し、貞心尼と出会い、また住民との交流の中で多くの人に愛されながら、天保2年(1831年)その生涯をこの地で閉じている。江戸時代末期の慶応3年(1867年)には、戊辰の役で和島村も戦場となり、一帯は焼け野原と化し、大きな被害を受けた。

明治維新の後、町村制の公布された明治22年(1889年)に桐島村、島崎村、小島谷村、村田村の4村が発足、明治34年(1901年)には桐島村と島田村の2村に統合された。

明治44年(1911年)、和島村出身の久須美秀三郎、東馬父子が2代にわたりその私財を投げ打ち越後鉄道株式会社を設立、大正2年(1913年)に現在のJR越後線の前身、白山・柏崎間の鉄道が完成し、沿線市町村の発展に大きく寄与。昭和30年(1955年)3月31日に桐島村と島田村の合併によって和島村が発足、昭和33年(1958年)には出雲崎町より高畑地区を編入し現在に至る。

人口・世帯数

人口 / 4,954人(男:2,382人、女:2,572人)
 ・年少人口(0~14歳) : 722人
 ・生産年齢人口(15~64歳) : 2,985人
 ・老年人口(65歳以上) : 1,247人

高齢化率 / 25.2%

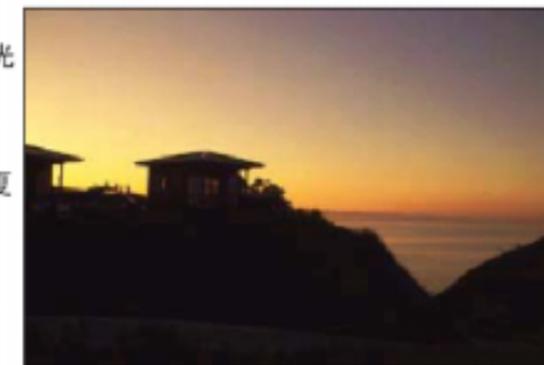
世帯数 / 1,287世帯

(平成12年国勢調査)

村自慢

和島村で生涯を終えた聖僧「良寛」。その「良寛」の書を展示した「良寛の里美術館」。ロダン、高村光太郎をはじめとした近代具象彫刻家の作品を展示する「菊盛記念美術館」。古の歴史に育まれた、文化の薫り高い美術館群である。

また、和島村といえば「オートキャンプ場」。特に夏場には県内外から観光客が訪れ、大いに賑わう。日本海に沈む夕日の美しさは必見。



国際交流

和島村は、交流の盛んな村です。平成3年(1991年)8月30日、フランス領ポリネシア・タヒチ島タイアラブ連合村と姉妹村協定を締結し、交流の輪を世界に広げました。小・中学生を中心とした相互ホームステイによる交流で、お互いに異文化に触れ合い、友好を深めています。



第1章 新市の概況からみた可能性

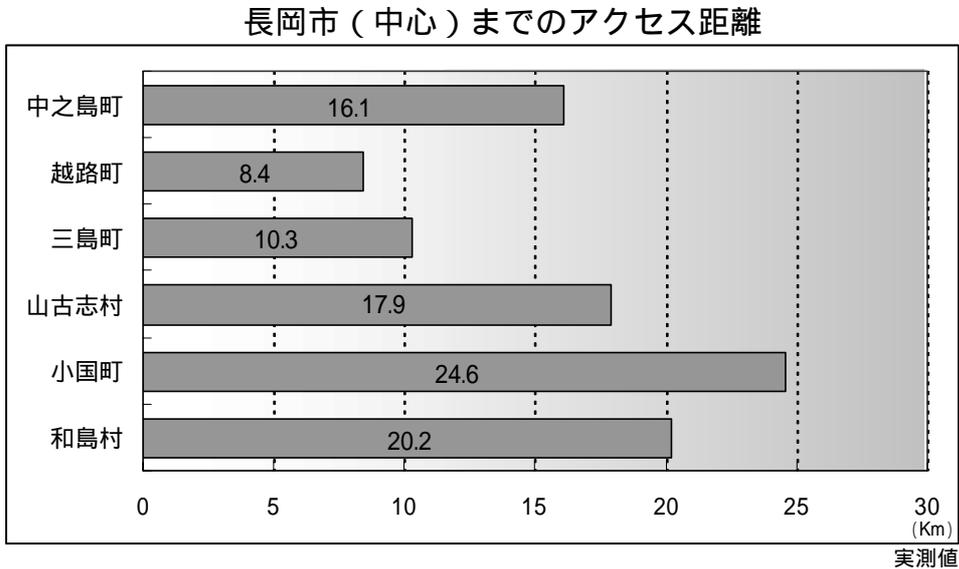
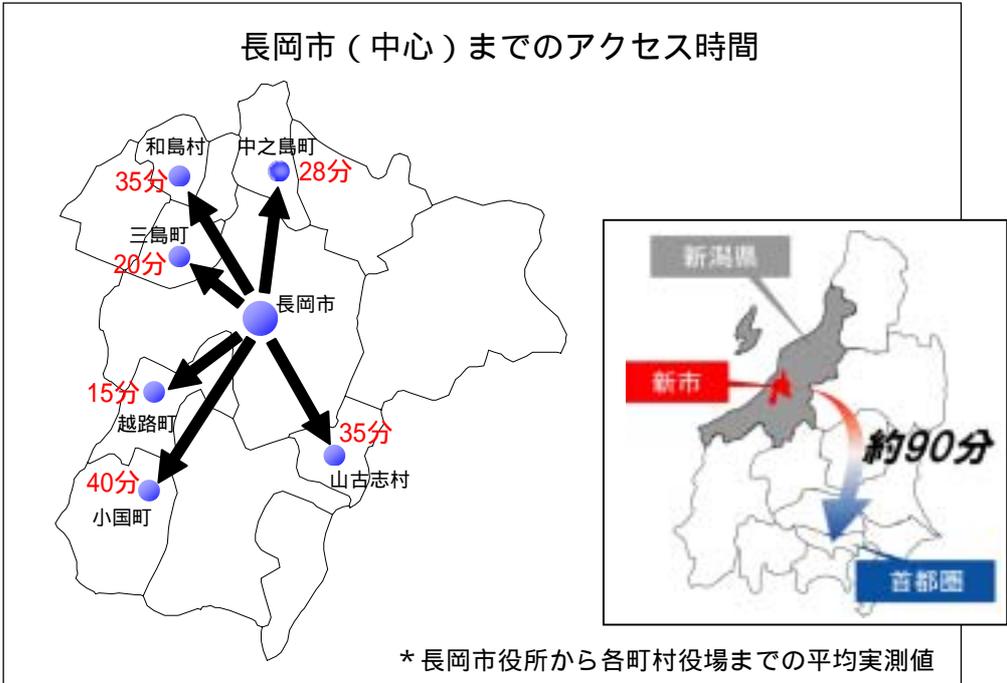
ここでは、新市の現状を概観しながら、新市の持っている特性や今後の可能性についての検討考察を行いました。

1. 新市の概況

(1) 位置・地勢

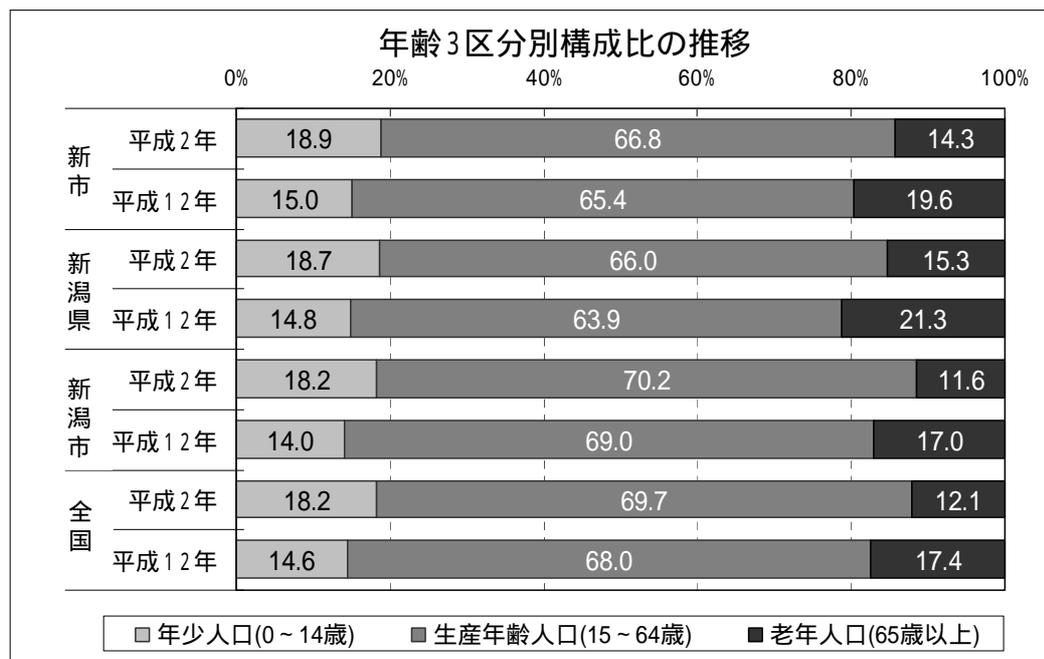
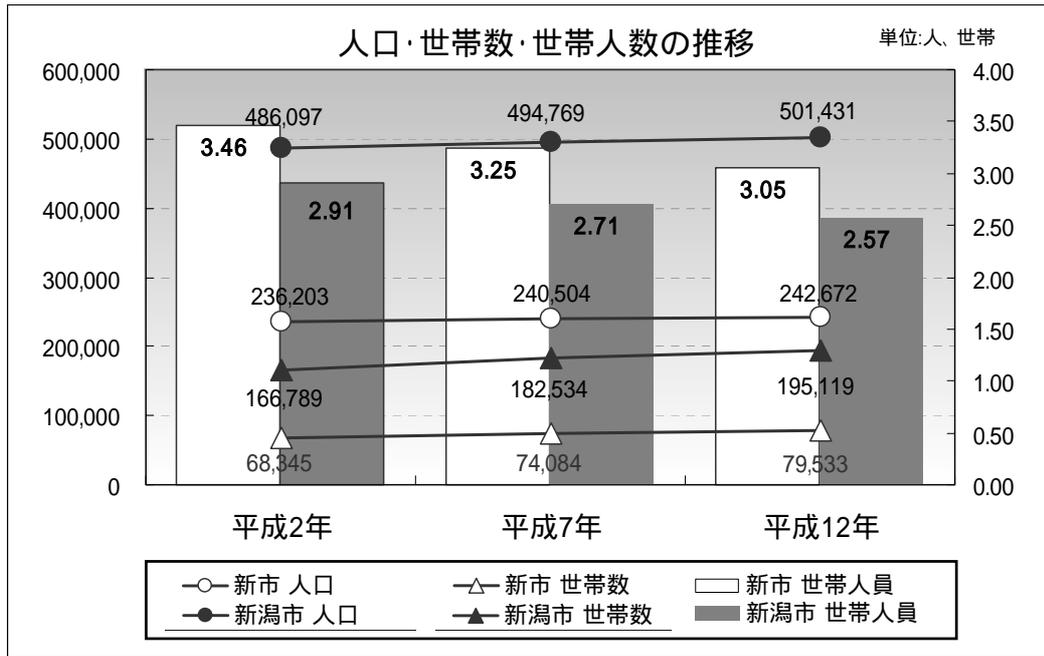
各地域から新市の中心部までのアクセス距離をみると、約 25km 圏域となっており、アクセス時間では各地域が約 30 分～40 分圏域に含まれます。

モータリゼーションの進展に加え、各地域のアクセス性の高さを活かし、人々の暮らしや地域交流の広域化に対応したまちづくりを一体的に進めていくことができます。



(2) 人口・世帯

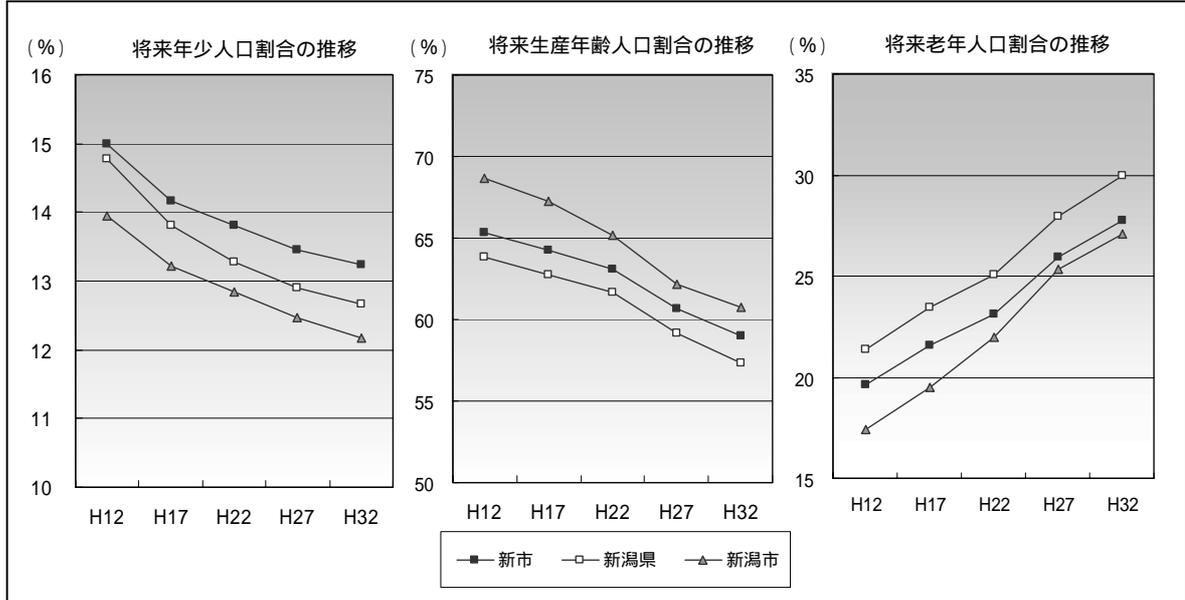
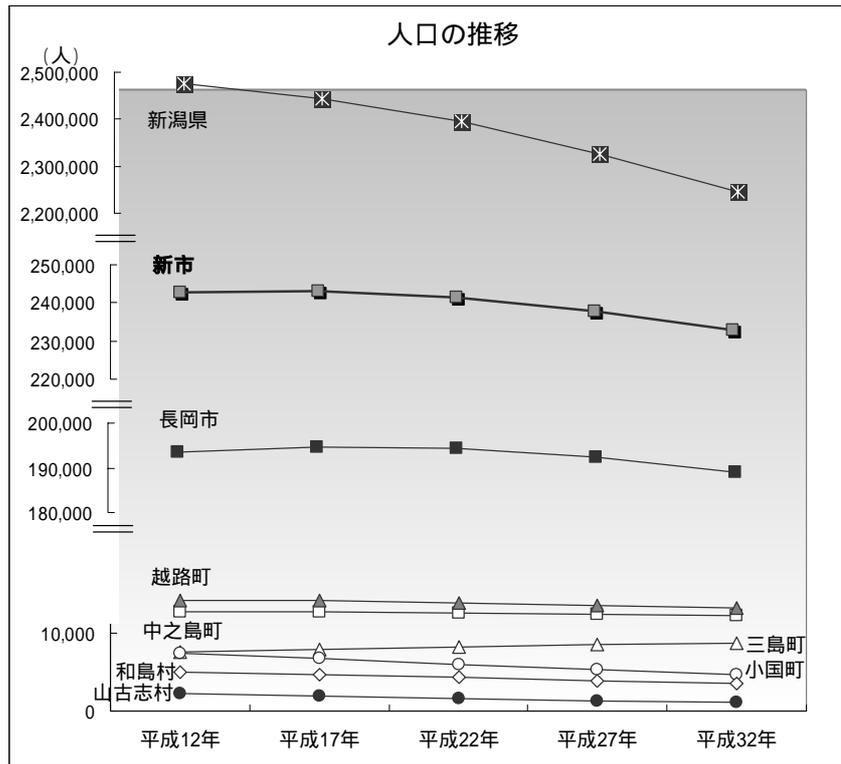
新市の人口は、平成12年の時点で、**242,672**人であり、新潟県総人口の約1割を占めています。
 新市の人口の推移は、緩やかに上昇しています。また、年少人口の割合が比較的多くなっています。



資料：国勢調査

(3) 人口動態の見通し

人口動態の見通しでは、新市は平成17年から緩やかに減少していくものとして推計で示されています。
 年齢区分人口割合は、新潟県・新潟市とほぼ同様の傾向で、年少人口・生産年齢人口は減少、老年人口は増加していくものと予測されます。

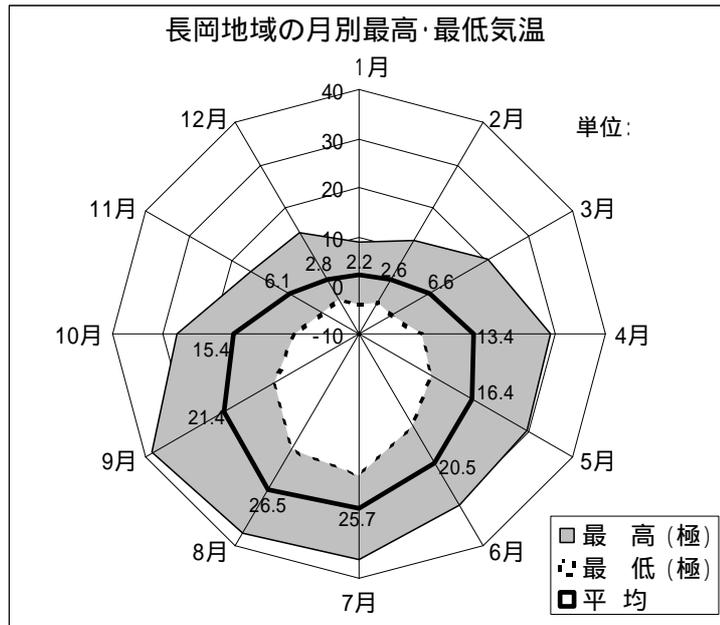


資料：日本統計協会 平成14年3月 「市町村の将来人口」

(4) 気象

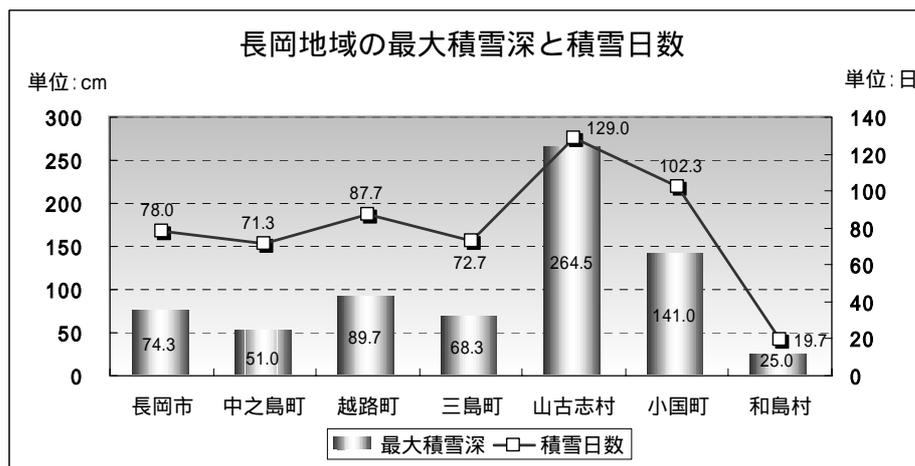
新市は、冬期には積雪の多い地域と少ない地域があります。また、夏期の月平均気温は25度前後です。

積雪日数は19日から129日となっており、こうした気象上の特徴を活かして、雪を利用した観光活動を提案することのできる地域です。



資料:新潟地方気象台

平均気温は毎正時(24回)の観測値を平均したもの(平成14年度)



資料:新潟地方気象台
中之島町・三島町・和島村役場調べ

積雪深、積雪日数ともに平成11年度初雪時から平成14年度4月最終積雪時までの平均値
積雪日数は、観測値が1cm以上の日数

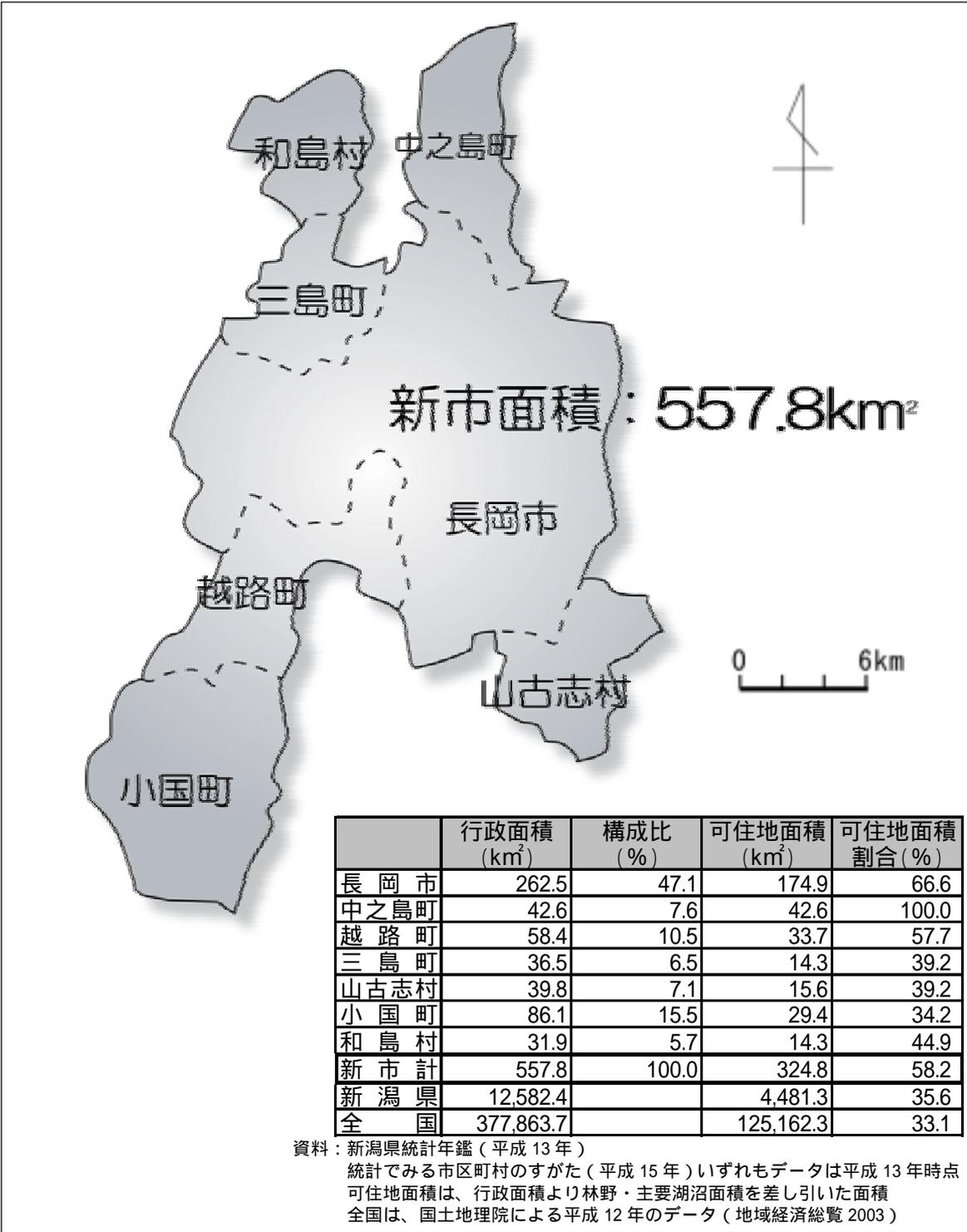
冬期間の晴天率(平成15年度実績)

晴天率	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	平均
	-	-	23%	42%	30%	-	-	32%

資料:長岡市営スキー場調べ

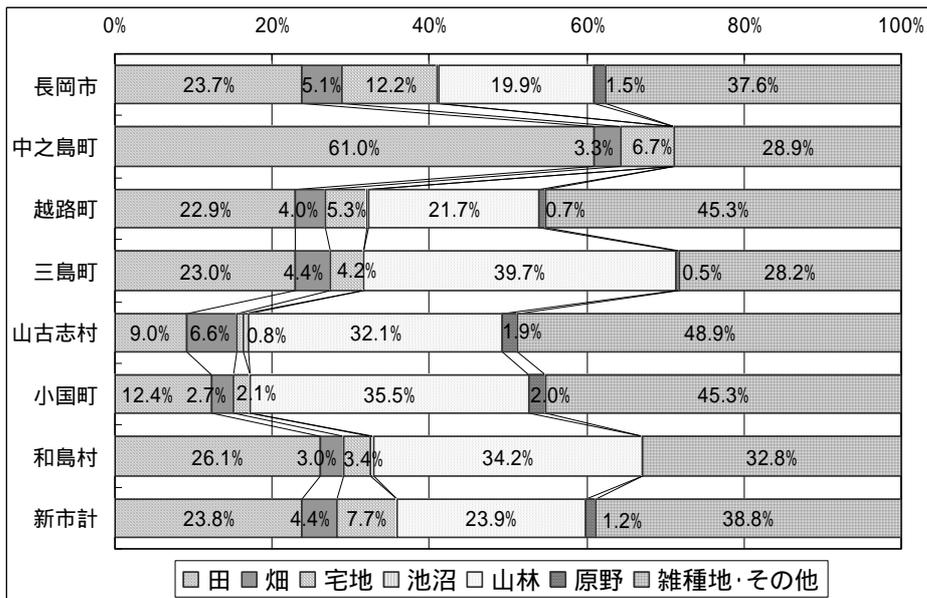
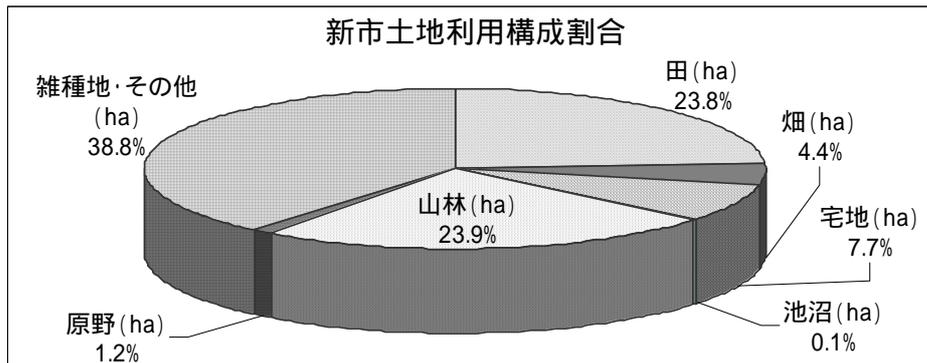
(5) 面積

新市における行政面積は **557.8 km²** で、新潟県全体の約 4 % を占めます。
 新市は、可住地面積の割合が新潟県・全国より高く約 6 割となっており、平地部の割合が高いといえます。



(6) 土地利用

新市の土地利用の現況をみると、田が全体の23.8%、山林が23.9%を占めており、日本の原風景が残された、自然豊かな地域であることがわかります。
各地域ごとの土地利用に特色があり、さまざまな景観を楽しむことができることから、地域特性を活かしたまちづくりを進めていくことができます。



土地の利用状況

単位: ha

市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	宅地 (ha)	池沼 (ha)	山林 (ha)	原野 (ha)	雑種地・その他 (ha)	総数 (ha)
長岡市	6,230.3	1,334.3	3,197.9	29.8	5,211.2	382.0	9,859.5	26,245.0
中之島町	2,594.9	142.5	285.6	0.1	0.0	2.4	1,229.5	4,255.0
越路町	1,336.8	232.7	308.0	8.5	1,266.9	42.5	2,648.6	5,844.0
三島町	839.9	159.1	153.9	2.3	1,447.8	16.6	1,027.4	3,647.0
山古志村	359.5	261.9	33.4	25.8	1,278.8	77.0	1,946.6	3,983.0
小国町	1,064.7	234.6	183.9	2.7	3,056.7	171.2	3,901.2	8,615.0
和島村	830.2	96.4	108.3	13.8	1,090.0	1.5	1,045.8	3,186.0
新市計	13,256.3	2,461.5	4,271.0	83.0	13,351.4	693.2	21,658.6	55,775.0

雑種地・その他の内容

雑種地: ゴルフ場、遊園地、運動場、野球場、競馬場、他それに類する区分

その他: 墓地、境内、運河、水道用地、ため池、保安林、堤、公園、公衆用道路

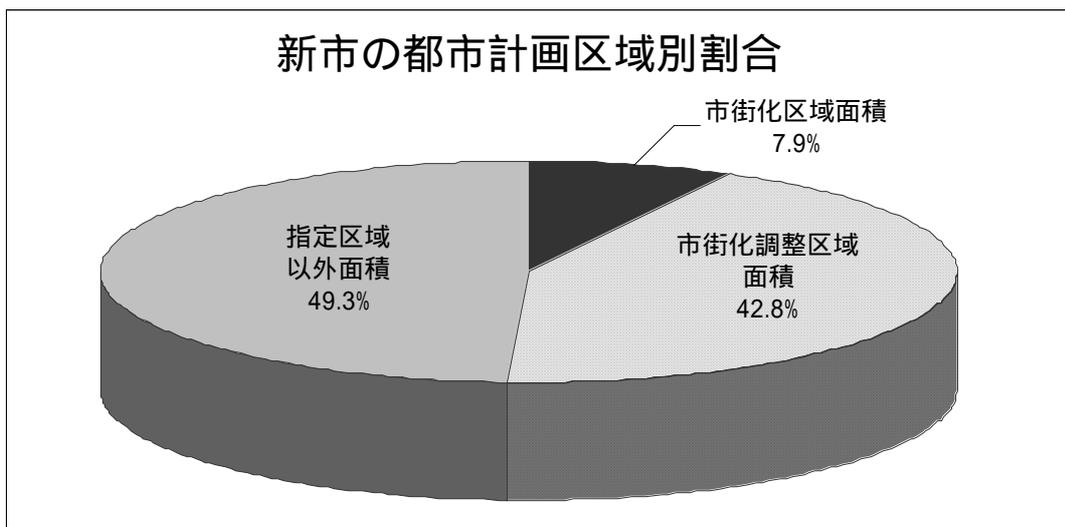
資料: 新潟県統計データハンドブック(平成15年)

(7) 都市計画区域

新市における都市計画区域面積は、行政面積の50.7%にあたり、用途地域面積、市街化区域面積ともに7.9%となっています。
人口集中地区面積は、行政面積のうち3.9%にあたります。

単位: ha

市町村名	行政面積	都市計画区域面積	都市計画区域面積割合(%)	用途地域面積	用途地域面積割合(%)	市街化区域面積	市街化区域面積割合(%)	市街化調整区域面積	人口集中地区面積	人口集中地区面積割合(%)	指定区域以外面積
長岡市	26,245	22,000	8.38	3,947	15.0	3,937	15.0	18,063	2,190	8.3	4,245
中之島町	4,255	2,700	63.5	184	4.3	184	4.3	2,516	-	-	1,555
越路町	5,844	1,900	32.5	159	2.7	159	2.7	1,741	-	-	3,944
三島町	3,647	1,700	46.6	121	3.3	121	3.3	1,579	-	-	1,947
山古志村	3,983	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,983
小国町	8,615	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,615
和島村	3,186	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,186
新市計	55,775	28,300	50.7	4,411	7.9	4,401	7.9	23,899	2,190	3.9	27,475



資料：平成15年新潟県の都市計画